

令和5年度大分県福祉のまちづくり推進協議会
次 第

日 時

令和5年11月20日(月)10:00~11:30

場 所

大分県庁舎6階 防災活動支援室1

1 開会あいさつ

2 議 題

(1) 「大分県福祉のまちづくり条例」新築等届出状況等について(資料1)

(2) 福祉のまちづくりに関する取組について (資料2)

(3) その他

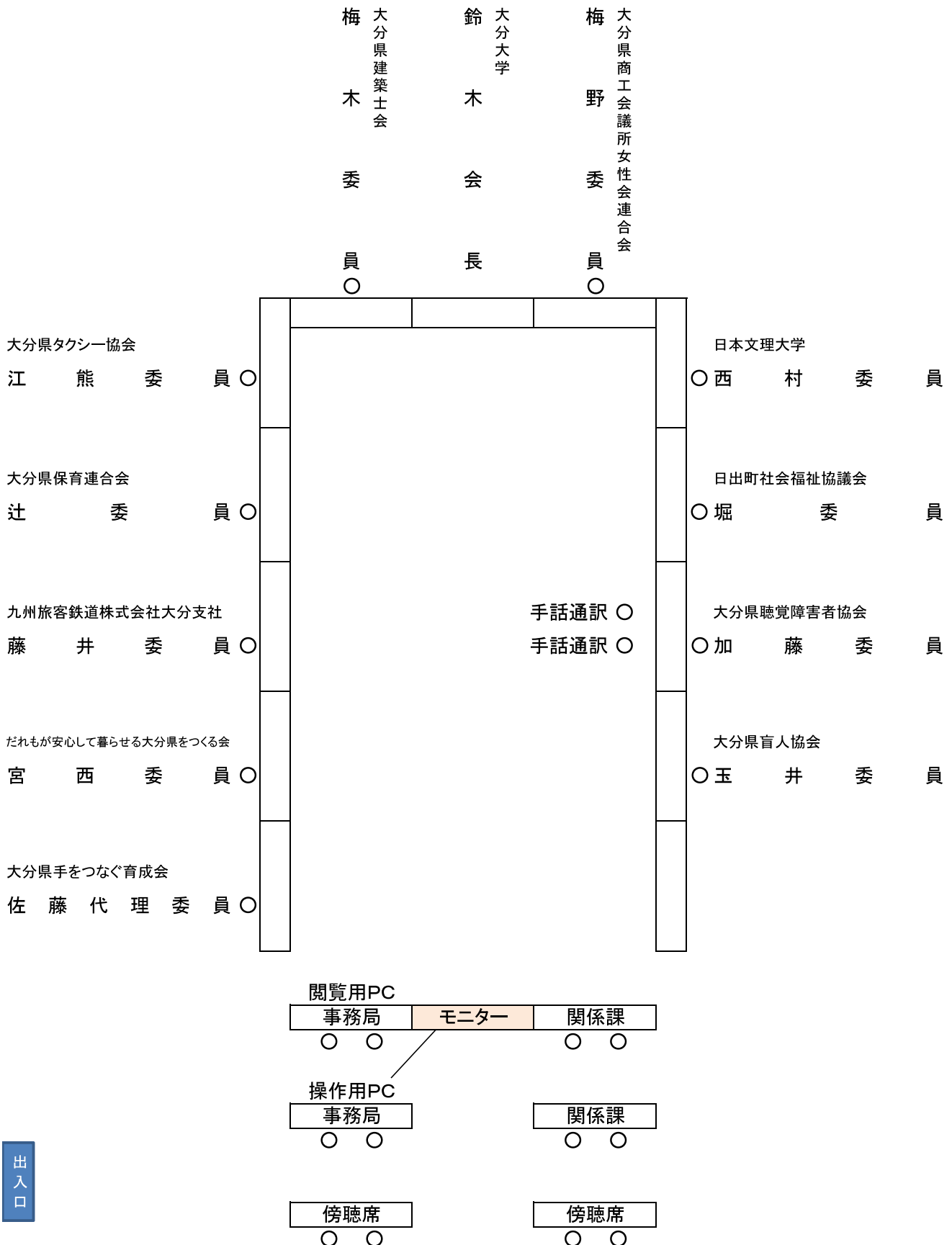
3 閉会あいさつ

令和5年度福祉のまちづくり推進協議会 出席者名簿(五十音順)

区分	所属団体	役職	委員氏名	出欠	代理出席者
委員	大分市ホテル旅館事業協同組合	理事	池辺 京子	×	
	公益社団法人 大分県建築士会	支部役員	梅木 恵美	○	
	大分県商工会議所 女性会連合会	副会長	梅野 雅子	○	
	一般社団法人 大分県タクシー協会	専務理事	江熊 春彦	○	
	社会福祉法人 大分県聴覚障害者協会	理事	加藤 順子	○	
	公益社団法人 大分県精神保健福祉会	事務局員	佐藤 いづみ	×	
	公益財団法人 大分県老人クラブ連合会	理事	白根 喜代子	×	
	国立大学法人 大分大学	教授	鈴木 義弘	○	
	社会福祉法人 大分県盲人協会	会長	玉井 和年	○	
	大分県保育連合会	副会長	辻 千香	○	
	学校法人文理学園 日本文理大学	教授	西村 謙司	○	
	一般社団法人 大分県身体障害者福祉協会	事務局長	平川 一夫	×	
	九州旅客鉄道株式会社大分支社	副支社長	藤井 秀一郎	○	
	社会福祉法人 日出町社会福祉協議会	次長	堀 さおり	○	
	だれもが安心して暮らせる大分県をつくる会	共同代表	宮西 君代	○	
	特定非営利活動法人 リラクセーション桜	理事長	吉岡 尚美	×	
	一般社団法人 大分県バス協会	専務理事	脇 紀昭	×	
	公益社団法人 大分県手をつなぐ育成会	理事	渡辺 浩二郎	代理出席	事務局長 佐藤 信久
県関係課	企画振興部 交通政策課	主幹(総括)	小川 寛之		
	土木建築部 建設政策課	副主幹	三浦 沙織		
	土木建築部 建築住宅課	主幹	宇野 貴典		
	警察本部 交通規制課	交通管制官	酒谷 智之		
県事務局	福祉保健部 福祉保健企画課	地域共生社会推進監	難波 功		
	福祉保健部 福祉保健企画課 地域福祉班	主幹(総括)	小笠 純一郎		
		主査	團 秀晃		
		主事	信岡 元喜		

令和5年度 大分県福祉のまちづくり推進協議会 配席図

場所: 県庁舎本館6階 防災活動支援室1



大分県福祉のまちづくり推進協議会設置要綱

(趣旨)

第1条 大分県福祉のまちづくり条例の理念に基づき、高齢者や障がい者を含むすべての県民が、自由に行動し、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加することのできる福祉のまちづくりを推進するため、大分県福祉のまちづくり推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するために、次の事項について協議を行う。

- (1) 福祉のまちづくりの総合的な推進に関すること。
- (2) 福祉のまちづくりの普及啓発に関すること。
- (3) 福祉のまちづくりに係る連絡調整に関すること。
- (4) その他福祉のまちづくりの推進に関して必要と認められる事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、別表に掲げる者をもって組織する。

- 2 委員の任期は、2年間とする。ただし、再任を妨げないものとする。
- 3 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第4条 協議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名した者が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。

(専門部会)

第6条 特定の事項について協議を行うため、協議会に専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は、会長がこれを招集する。
- 3 専門部会長は、会長が指名し、専門部会長が専門部会の議長となる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、大分県福祉保健部福祉保健企画課において処理する。

(別表)

大分県福祉のまちづくり推進協議会委員名簿

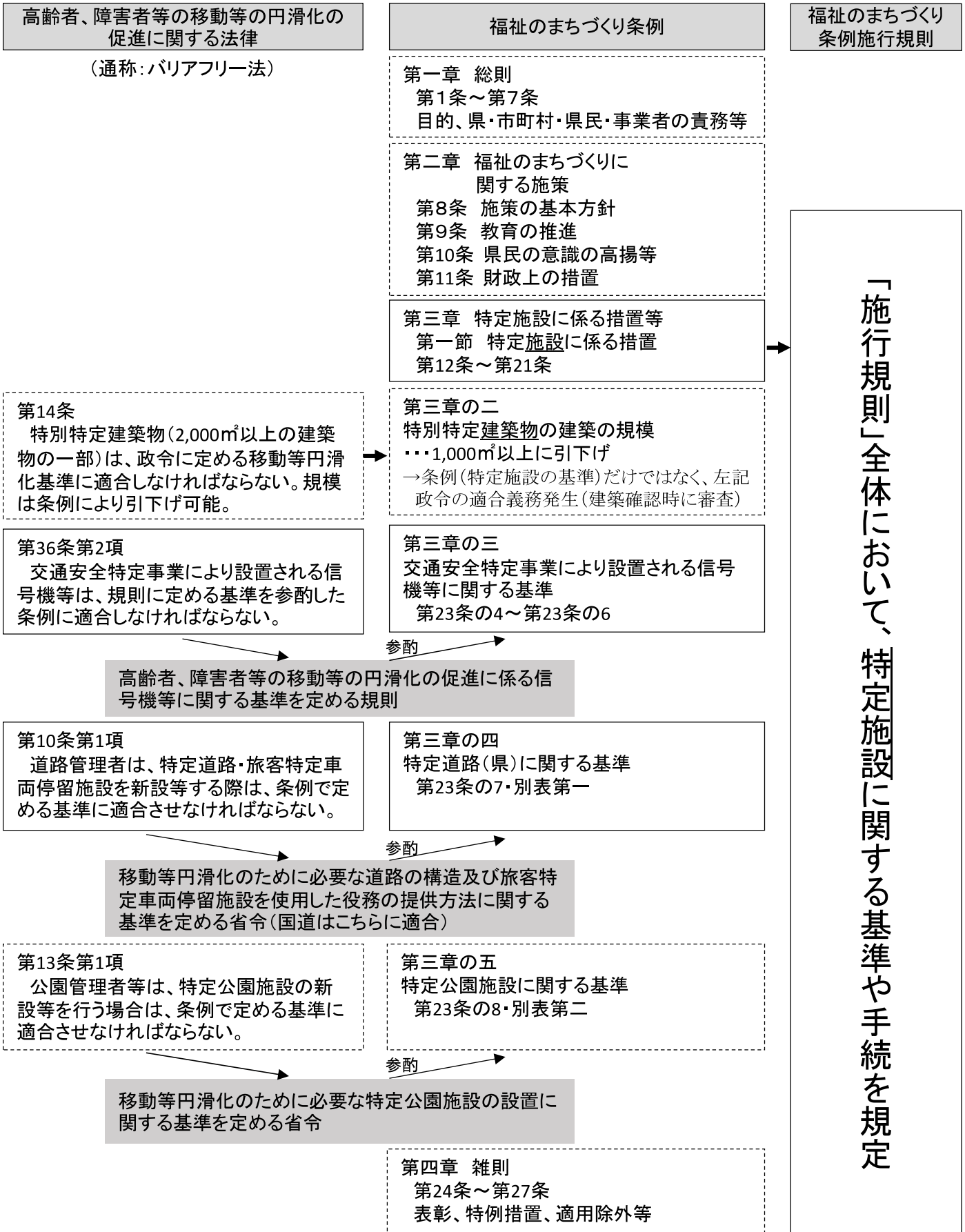
機関・団体名	役職	氏名
大分市ホテル旅館事業協同組合	理事	池辺 京子
公益社団法人大分県建築士会	支部役員	梅木 恵美
大分県商工会議所女性会連合会	副会長	梅野 雅子
一般社団法人大分県タクシー協会	専務理事	江熊 春彦
社会福祉法人大分県聴覚障害者協会	理事	加藤 順子
公益社団法人大分県精神保健福祉会	事務局員	佐藤 いづみ
公益財団法人大分県老人クラブ連合会	理事	白根 喜代子
国立大学法人大分大学	教授	鈴木 義弘
社会福祉法人大分県盲人協会	会長	玉井 和年
大分県保育連合会	副会長	辻 千香
学校法人文理学園 日本文理大学	教授	西村 謙司
一般社団法人大分県身体障害者福祉協会	事務局長	平川 一夫
九州旅客鉄道株式会社大分支社	副支社長	藤井 秀一郎
社会福祉法人日出町社会福祉協議会	次長	堀 さおり
だれもが安心して暮らせる大分県をつくる会	共同代表	宮西 君代
特定非営利活動法人リラクセーション桜	理事長	吉岡 尚美
一般社団法人大分県バス協会	専務理事	脇 紀昭
公益社団法人大分県手をつなぐ育成会	理事	渡辺 浩二郎

(五十音順)

福祉のまちづくり条例等の体系

【概要】

本条例は、福祉のまちづくりに関し、関係者の責務を明らかにするとともに、特定施設(建築物)等を安全かつ容易に利用できるようにするための措置を講ずることにより、県民の福祉の増進に資することを目的としている。
 下記のとおり、法によらず規定している項目(特定施設等)と、法に基づき規定している項目に分かれる。



1 「特定施設」整備促進のための仕組み

①「特定施設」の「基礎的基準」「誘導的基準」の策定（条例第12条）

多数の人が利用する施設（特定施設※1）について、高齢者、障がい者等が安全かつ容易に利用できるようにするために必要な基準（基礎的基準）と目標となる基準（誘導的基準）を規定。

②基準に適合した特定施設への適合証の交付（条例第16条）

基礎的基準又は誘導的基準に適合した特定施設が、希望する場合には、適合証を交付し、施設利用者への情報提供等に資することとする。

③「特別特定施設」新築等の際の届出等（条例第18条、第19条、第20条、第21条）

特定施設のうち、規則で定めるもの（特別特定施設※2）の新築等をしようとする際は、着工30日前までに届出が必要。基礎的基準に適合した整備（適用除外となる場合（※3）を除く）が行われるよう、指導・助言を実施。無届けで工事に着手したとき、届出の内容と異なりかつ基礎的基準に適合していない工事を行ったとき、正当な理由なく指導・助言に従わなかったときは、勧告・公表ができる。

新築等の届出の内容に変更がある際、工事を完了した際にも届出が必要。

- ※1 特定施設 : 多数の者が利用する建築物及び道路・公園その他の公共の用に供する施設で施行規則で規定するもの。
- ※2 特別特定施設 : 面積要件を満たした特定施設。施行規則で規定。
- ※3 適用除外となる場合 :
 - ・基礎的基準に適合する場合と同等以上に安全かつ容易に利用することができる場合
 - ・構造、利用の目的、地形、敷地の状況等により基礎的基準への適合が困難である場合

2 基礎的基準・誘導的基準の具体例

例1：出入口

① 基礎的基準

イ 幅は、内のを 80センチメートル以上とすること（口に掲げるものを除く。）。

② 誘導的基準

（一）多数の者が利用する出入口（（二）に規定するもの並びにエレベーターのかご及び昇降路に設けられるものを除き、かつ二以上の出入口を併設する場合には、そのうち一以上のものに限る。）は、次に掲げるものとする。

イ 幅は、内のを 90センチメートル以上とすること。

（二）多数の者が利用する直接地上へ通ずる出入口のうち一以上のものは、次に掲げるものとする。

イ 幅は、内のを 135センチメートル以上とすること。

例2：駐車場

① 基礎的基準

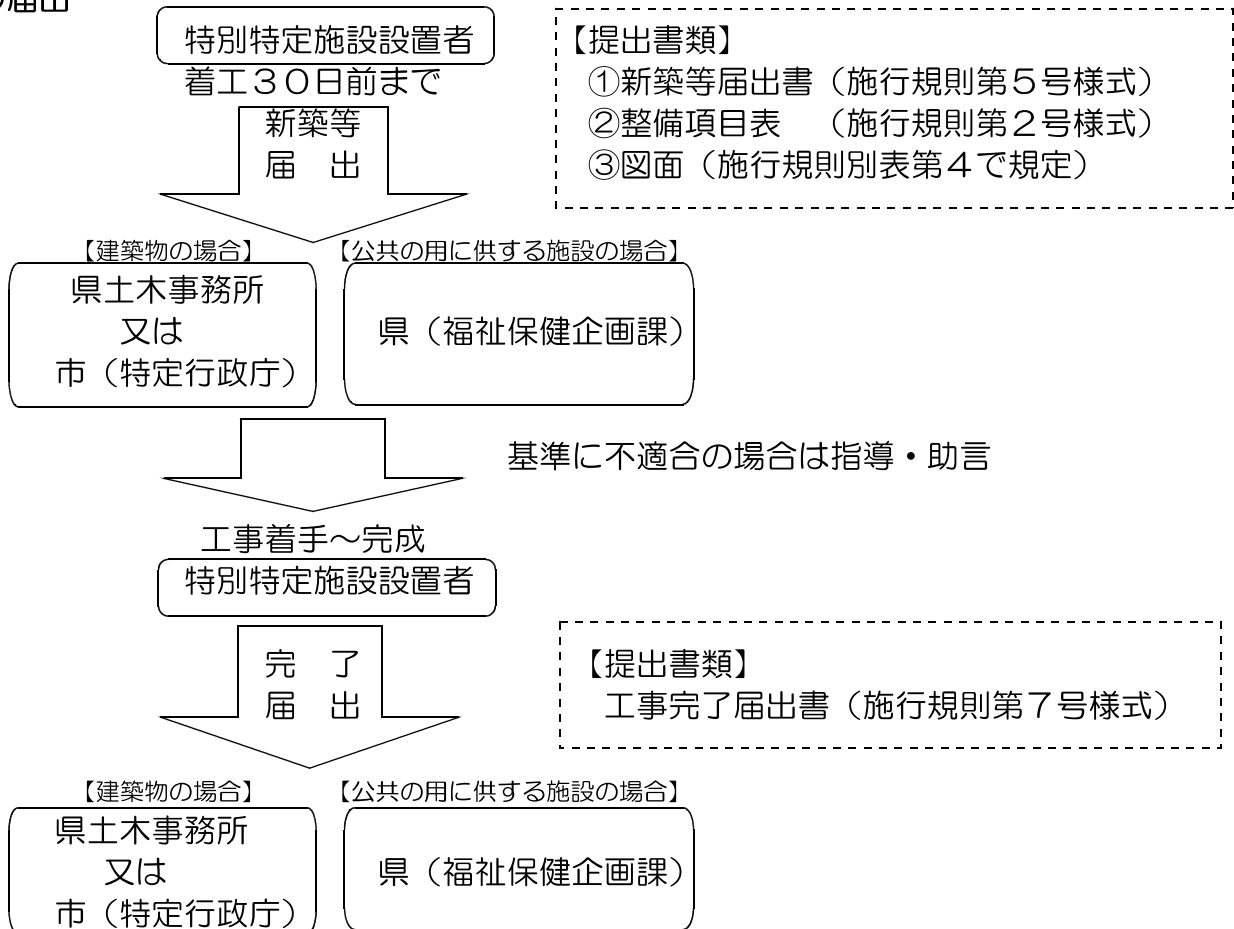
（一）不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場を設ける場合には、そのうち一以上に、車いす使用者が安全かつ容易に利用することができる駐車施設（以下「車いす使用者用駐車施設」という。）を 一以上設けること。

② 誘導的基準

（一）多数の者が利用する駐車場には、当該駐車場の全駐車台数が二百以下の場合には当該駐車台数に五十分の一を乗じて得た数以上、全駐車台数が二百を超える場合は当該駐車台数に百分の一を乗じて得た数に二を加えた数以上の車いす使用者用駐車施設を設けること。

届出等の流れ

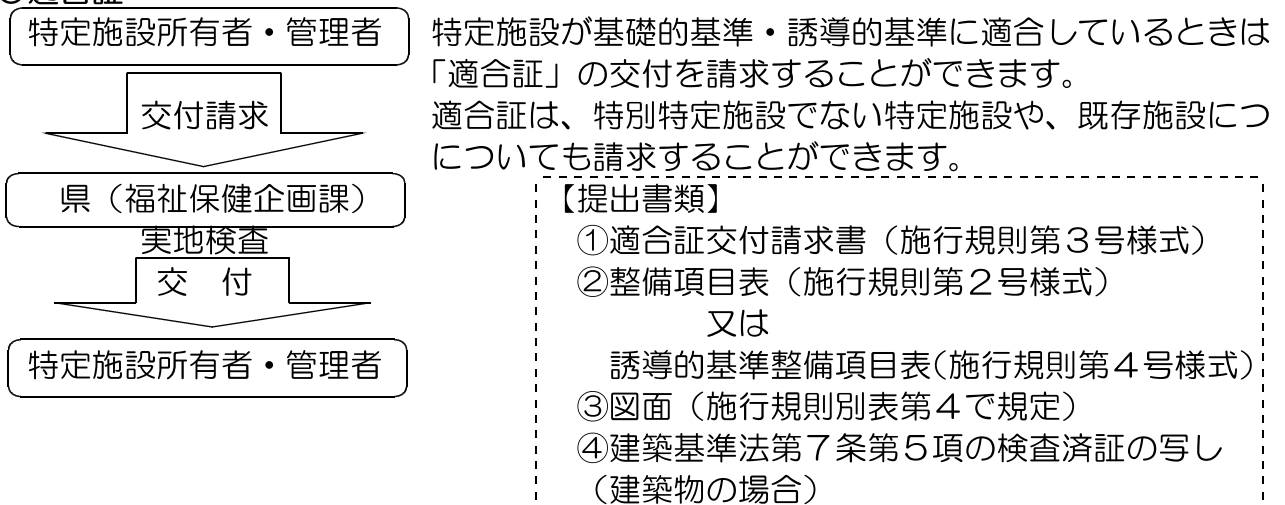
○届出



※ 無届けで工事に着手したとき、届出の内容と異なりかつ基礎的基準に適合していない工事を行ったとき、正当な理由なく指導・助言に従わなかったときは、勧告・公表を行うことがあります。

※【建築物の場合】建築確認申請を指定確認検査機関に行う場合も、福祉のまちづくり条例による届出を県土木事務所又は市の建築指導担当課に行う必要があります。

○適合証



新築等届出・適合状況（令和4年度）

用途	届出件数				全部適合 の割合	一部 適用除外 の割合	不適合 の割合
		うち 全部適合	うち 一部適用除外	うち 不適合			
1 学校等	5	3	2	0	60.0%	40.0%	0.0%
2 病院、診療所	15	6	9	0	40.0%	60.0%	0.0%
3 老人保健施設	1	0	1	0	0.0%	100.0%	0.0%
4 劇場等							
5 集会場等							
6 展示場							
7 物販	12	9	3	0	75.0%	25.0%	0.0%
8 ホテル等	3	1	2	0	33.3%	66.7%	0.0%
9 事務所(23除く)	1	1	0	0	100.0%	0.0%	0.0%
10 共同住宅等	6	1	5	0	16.7%	83.3%	0.0%
11 児童・老人福祉施設等	42	17	25	0	40.5%	59.5%	0.0%
12 体育館等							
13 博物館等							
14 公衆浴場	1	0	1	0	0.0%	100.0%	0.0%
15 飲食店	1	1	0	0	100.0%	0.0%	0.0%
16 サービス業	1	1	0	0	100.0%	0.0%	0.0%
17 学習塾等	1	0	1	0	0.0%	100.0%	0.0%
18 工場	3	1	2	0	33.3%	66.7%	0.0%
19 停車場等							
20 自動車車庫	1	1	0	0	100.0%	0.0%	0.0%
21 公衆便所	1	1	0	0	100.0%	0.0%	0.0%
22 火葬場							
23 官公庁舎	2	2	0	0	100.0%	0.0%	0.0%
24 複合用途建築物							
計	96	45	51	0	46.9%	53.1%	0.0%

大分県福祉のまちづくり条例

（特別特定施設設置者の設置）

第十七条 特定施設のうち、規則で定めるもの（以下「特別特定施設」という。）の新築等をしようとする者（以下「特別特定施設設置者」という。）は当該特別特定施設を基礎的基準に適合させなければならない。ただし、基礎的基準に適合する場合と同等以上に安全かつ容易に利用することができる場合又は構造、利用の目的、地形、敷地の状況等により基礎的基準に適合させることが困難である場合は、この限りではない。

基礎的基準の適用除外・不適合項目の状況（令和4年度）

項目		基準	適用除外
1	移動等円滑化経路	(1) 移動等を円滑化にする経路の設置	3
		(2) 階段・段を設けない	3
2	出入口	イ 幅は、内のり80cm	3
		ロ 直接地上へ通ずる出入口の幅は内のり90cm以上	5
		ハ 戸は、容易に開閉できる構造、前後に高低差なし	5
3	廊下等	(1) 滑りにくい表面とし、段差を示す点状ブロック等を敷設	5
		(2) 直接地上へ通ずる出入口の幅は内のり120cm以上	18
4	階段	(1) 踊り場に手すり、点状ブロック等を敷設	6
		(2) うち1か所以上は、内のり90cm以上	6
5	傾斜路	階段に代替又は併設する傾斜路の設置	4
6	エレベーター及びその乗降ロビー	かごの大きさや鏡、手すり等の設置、乗降ロビーの広さ	2
8	便所	(1) 十分な空間の確保や手すり設置	17
		(2) ベビーチェア、ベビーベッド等の設置	12
		(3) 床置き式小便器、壁掛式小便器等の設置	13
		(4) 腰掛式便座の設置	8
		(5) 操作が容易な洗面器の設置	18
10	敷地内通路	(1) 段や傾斜路の部分に手すり等の設置	9
		(2) 120cm以上の幅、開閉が容易な戸等の設置	9
11	駐車場	車いす使用者用駐車施設を1以上設置	9
12	標識	エレベーター、駐車施設、便所を示す表示設置	15
13	案内設備	案内板や施設の状況を視聴覚障がい者に示す設備の設置	13
14	案内設備までの経路	案内設備等までの経路に点状ブロック等を敷設	10
17	記載用カウンター	車いす使用者が利用できる記載用カウンターの設置	3
19	浴室	浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置	2
計			198

※番号は基礎的基準の項目番号

※不適合項目、無届施設は該当なし

大分県バリアフリーマップ作成支援事業について

事業の目的

これまでの大分バリアフリーマップに代わる新たなウェブページの作成を支援することにより、高齢者や障がい者、妊産婦の方々などが、安心して外出できるよう、県内のバリアフリーやユニバーサルデザインに配慮された施設情報等を提供する。

実施主体

実施主体：NPO法人自立支援センターおおいた
NPO法人自立支援センターおおいたでは、別府市と大分市のバリアフリー対応施設を紹介する「別府・大分バリアフリーツアーセンター」をウェブ上で運営している。同法人のサイトは、車いすを利用している障がい当事者のスタッフが現地取材に赴き、エレベータやトイレ、スロープなどを車いすで利用している様子の写真を撮影することにより、実際利用した時のイメージがしやすい特徴がある。



(実際の広さがわかりやすくなっている↑)

新たなウェブページのコンセプト

◎新ウェブページの名称

【 おおいた ♨️ユニバーサルデザインマップ 】

◎特徴

- ・「別府・大分バリアフリーツアーセンター」をベースに全市町村を対象としたページにリニューアル
- ・大分県バリアフリーマップの登録情報も取込み、3,000件を超える施設情報を掲載
- ・新たに350施設の現地取材に赴き、写真を追加
- ・イラストや字体、色使いにより見やすいデザイン
- ・海外からの観光客も利用できるように英語、中国語2種、韓国語に対応
- ・PC、タブレット、スマートフォンに対応

◎公開予定日

令和5年12月18日(月)予定

別府と大分の観光をもっと楽しくハッピーに！
別府・大分バリアフリーツアーセンター
Beppu/Oita Barrier Free Tour Center
090-6633-4882
営業時間：9:00～17:00 | 受付日：日曜日

目的地を探す バリアフリーMAP サービス センターについて お問い合わせ Facebook Instagram

Spot
施設紹介
バリアフリー対応の大分県の施設をご紹介します。

HQビル・非公衆 ロソン別府新港町店

WC ♿ P ♿

住所	大分県別府市榊ヶ浜町77
TEL	0977-75-6539
FAX	
HP	
アクセス方法	

MAPを開く →

心のバリアフリー研修について

事業の目的

障害の有無や国籍、性別、年齢にかかわらず、すべての人が互いを大切にし、支えあう「共生社会」の実現を目指すとともに、来年の4月から県内で実施されるデスティネーションキャンペーンにおいて、「県民総参加によるおもてなし」を展開するため、企業や団体等に対して心のバリアフリー研修を開催する。

事業計画

◎大分県DC実行委員会事務局が実施する「おもてなし研修」の1メニューとして実施。(8回程度実施予定)

委託先：NPO法人自立支援センターおおいた

障がい当事者スタッフによる実体験をもとに事業者等に求められるバリアフリー対応の基本や高齢者、障がい者への接遇、コミュニケーション方法等を実践的に学ぶことができる研修の実績があり、受講者に合わせて研修内容を変えることができる。

研修の様子

◎これまでに2回実施

- ・令和5年9月19日(場所：アイネス)
- ・令和5年10月4日(別府中央公民館)

～ 研修の流れ ～

- 1 おもてなしについて
 - 2 こころのバリアフリーについて
 - ・講師：NPO法人自立支援センターおおいた
後藤 秀和 理事長
 - ①座学
 - ・バリアフリー、ユニバーサルデザインとは
 - ・身近な標識、マークの意味
 - ・障がいの種類
 - ②体験
 - ・車いす体験
 - ・視覚障がい者体験
 - ③振り返り
- 3 おもてなしトイレについて



座学の様子



視覚障がい者体験の様子



車いす体験の様子



共生のまち整備事業について

・目的

高齢者や障がい者などを含む全ての県民が行動面で障壁がなく自由に行動し、社会・経済・文化等あらゆる分野の活動に参加することができるように、県が管理する既存の公共施設において、歩道等の改良、県有施設の改修、交通環境の整備などのバリアフリー化等を推進する事業。

・施工例（令和4年度）

県道 鉄輪亀川線(別府市)【点字ライン&カラー舗装の整備】



国道210号(大分市)【グレーチング蓋更新】



中津児童相談所等【優先駐車場の整備、オストメイト設置、トイレ洋式化、手すり設置など】



・令和5年度 事業内容及び事業費

全体事業費 C=80,000千円

①歩道等改良 C=47,000千円

- ・県道 鉄輪亀川線 歩道改修（段差等解消、視覚障がい者用誘導標示の更新）（別府市）
- ・県道 鶴崎大南線 歩道改修（視覚障がい者用誘導標示の設置等）（大分市） など 計 10路線

②県有施設改修 C=24,000千円

- ・杵築幹部交番（トイレの洋式化、オストメイト設置、ベビーシート設置）（杵築市）
- ・こども・女性相談支援センター（児童トイレ洋式化）（大分市） など 計 8箇所

③交通環境整備 C=9,000千円

- ・歩行者用信号機の視覚障がい者用音響装置等整備(大分市、豊後大野市) など 計 8箇所

※令和6年度も本事業を継続して実施し、各施設のバリアフリー化を進める。

地方バス路線維持対策費(車両減価償却費補助)

【事業内容】

ノンステップバス・ワンステップバスの購入に係る減価償却費をバス事業者に対して助成する。
補助率1/2(対象限度額:ノンステップバス 750万円、ワンステップバス 650万円)

【R5年度実績(導入予定を含む)】

ノンステップバス 3台(令和6年度もノンステップバス 3台を導入予定)

補助金の交付イメージ(減価償却費)

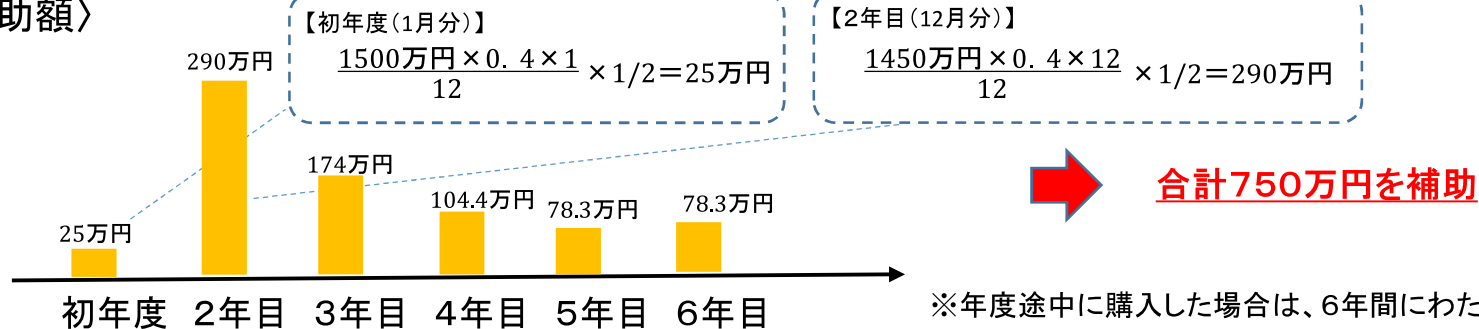
バス会社Aが、地域間幹線系統のB系統の運行に使用するバス車両の更新のため、ノンステップバスを8月に約2,000万円で購入

〈補助対象経費額〉 車両購入費、付属品
 〈補助対象限度額〉 1,500万円(ノンステップバス)
 〈償却方法(償却率)〉 定率法(残存価格×0.4)により5年間で償却

【算定式】

$$\frac{\text{減価償却費} \times \text{減価償却率} \times \text{使用月数}}{12 \text{月}}$$

〈補助額〉



ユニバーサルデザインタクシー等導入促進事業費補助金について

- ▶ 様々な移動ニーズへ対応することを目的として、UDタクシー等の導入に対し、補助を実施。
- ▶ 国の補助金との協調補助が可能。

1 事業概要

(補助対象者)

一般乗用旅客運送事業者及び一般乗車旅客運送事業者に当該事業の用に供する車両を貸与する者。

(補助対象経費)

UDタクシー及び福祉タクシーの導入に要する経費のうち、車両本体価格。

(補助率)

1/3以内(上限:60万円)

(補助の条件等)

車両1台あたり2人以上のUDドライバー研修等の受講予定者若しくは資格を有する者がいること。

2 補助金申請のスケジュール

交付申請:令和3年9月3日まで

補助対象車両の登録:令和3年12月末まで

実績報告・請求:令和4年1月29日まで

【R5年度実績(導入予定を含む)】
UDタクシー 21台

3 注意点

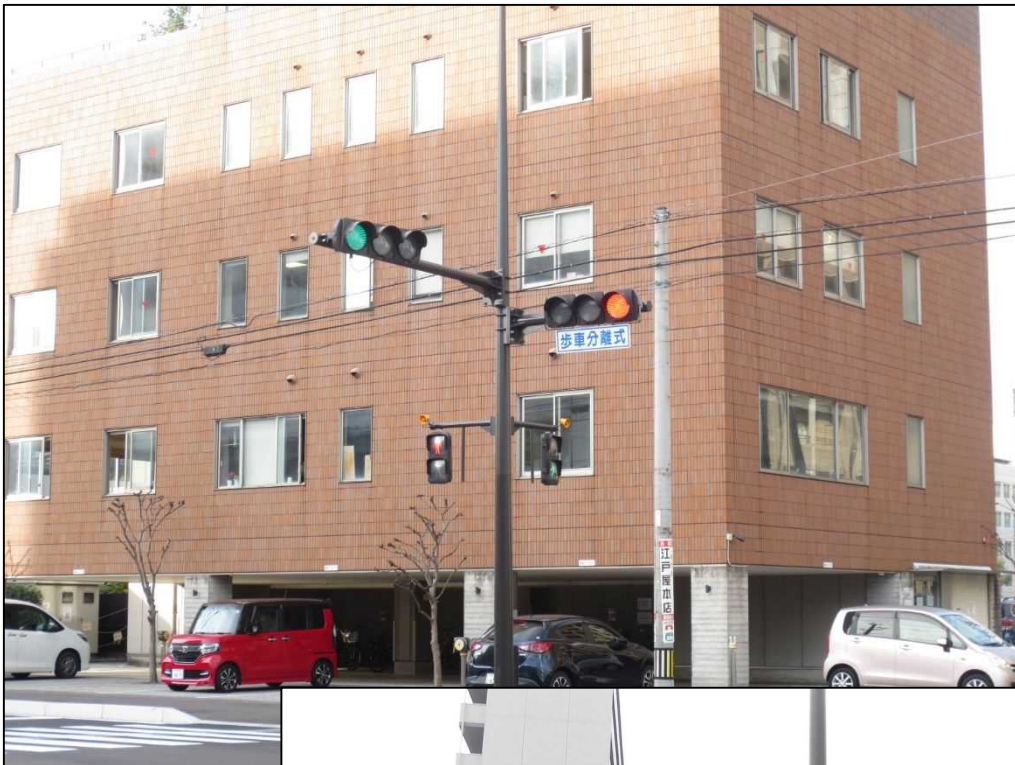
車両の購入は国、県の両方の交付決定後に着手すること。

思いやり信号機の整備

【概要】

高齢者・障がい者・児童などすべての人が自立していきいきと生活し、人と人との交流が深まる共生型の地域社会実現を目的とした共生のまち整備事業に伴って、音響式信号機などの思いやり信号機を整備する。

※令和5年度の整備状況は別紙のとおり



スピーカー

令和5年度 音響信号機整備箇所

①大分中央警察署管内



②大分東警察署管内



③大分東警察署管内2



④豊後大野警察署管内



令和6年度 音響信号機整備予定箇所

①大分中央警察署管内



②大分南警察署管内



③別府警察署管内



④日田警察署管内



⑤豊後大野警察署管内



⑥佐伯警察署管内



令和4年度大分県福祉のまちづくり推進協議会 委員意見

日時：令和5年3月24日(金) 15:00～16:30

場所：県庁本館6階 防災活動支援室1

No.	委員発言	検討状況(令和5年11月20日)
1	<p>公共交通機関のバリアフリー化は進んでハード面は良くなったが、ソフト面での課題はまだ多くあり、今後検討してほしい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・タクシーは合理化や人員削減が進んでおり、事前に予約しないとなかなか乗ることができないという話も聞く。 ・STS（スペシャル・トランスポート・サービス）のように、移動に支障がある方のタクシー料金をバス料金と同程度に引き下げる取組があるとよい。 ・免許を返納した高齢者が、病院や買い物に出かけるのが不便。高齢者に配慮したまちづくりをしてほしい。 	<p>県ではハード面の施策として、ノンステップバス・ワンステップバス・UDタクシーの取得に係る費用を補助している。</p> <p>ソフト面についても、いただいた意見を含め、少しでも改善に繋がるよう、関係機関と連携しながら引き続き取り組んでいく。</p>
2	<p>自立支援センターおおいたと連携してできる新しいバリアフリーマップについて、次年度以降も施設の更新してほしい。また、観光バリアフリーは先進地も多くあるのでそれらのノウハウも取り入れてもらいたい。</p>	<p>登録施設の更新作業は継続する。車いす利用の職員が取材先に赴き、バリアフリー施設の使用感などを写真付きでまとめる記事も継続予定となっているため、更なる情報の蓄積が期待される。</p> <p>なお、自立支援センターおおいたは、日本バリアフリー観光推進機構に加盟するバリアフーツアーセンター（全19団体）の1つであり、伊勢志摩などの先進地も参考にしながら、自立支援センターおおいたと協力して取り組んでいく。</p>
3	<p>あったか・は一と駐車場は聴覚障がい者も利用できるようになったが、体は健康に見えるため、「なぜこの人は使用しているのか」と視線を感じ、つらい思いをすることがある。利用証だけでは、遠目からだと判りづらいため、聴覚障がい以外の障がいも含め、表示方法等の改善も検討してほしい。</p>	<p>令和4年1月の制度改正により、聴覚障がいの2級と3級が対象となり、昨年度の推進委員会での意見を受け、利用証に「耳マーク」を貼ることとしたところ。</p> <p>今後は、あったか・は一と利用証制度の対象者についての周知を図るとともに、他県の事例なども参考にしながら検討していく。</p>